

介護予防支援に関する重要事項説明書

あなた（または、あなたのご家族）が利用しようと考えている介護予防支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1、この契約の趣旨について

- 平成 18 年 4 月からの介護保険制度改正により、「要支援 1」「要支援 2」という要介護認定区分が新たに創設され、あなたは、今回の認定においてこの区分に該当されています。
- 「要支援 1」「要支援 2」の認定を受けた方は、従来の「介護サービス」に変わって新しく創設された「介護予防サービス」をご利用していただくことになります。
- 介護予防サービスの利用にあたっては、「介護予防サービス計画」作成等を行う必要がありますが、これらの業務は居宅支援事業所ではなく、「地域包括支援センター」があなたと契約を締結して作成することになっています。また、センターは介護保険法第 115 条の 21 第 3 項の規定に基づいて委託契約を行った居宅介護支援事業所に介護予防支援業務の一部を委託することがあります。

2、介護予防支援の内容

- ① 介護予防サービス計画の作成
- ② 介護予防サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定等の申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

3、秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- ② 個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

4、介護予防支援業務に関する相談・苦情について

介護予防支援に関する相談、要望、苦情等は担当者か下記窓口までお申し出ください。

【サービス相談窓口】

- | | | |
|-------|---------|-------------------------|
| ○担当係 | 健康福祉課 | 地域包括支援センター |
| ○電 話 | 35-9064 | |
| ○受付時間 | 月曜日～金曜日 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |

5、地域包括支援センターの体制

センター名称	豊丘村地域包括支援センター
介護保険事業者番号	2002500060
代表者	豊丘村長 下平 喜隆
所在地	〒399-3295 豊丘村神稲3120 豊丘村役場健康福祉課
営業日	月曜日～金曜日(祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)
営業時間	8時30分～17時15分
職員体制	保健師(1名)・主任介護支援専門員(1名)・ 介護支援専門員(1名)社会福祉士(2名)
担当者名	(電話) 35-9064
居宅介護支援事業所 担当者名	(電話)

※ 料 金

- ・介護予防支援料は、保険給付があるため利用者の自己負担はありません。
- ・保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合は、一旦料金を頂き豊丘村役場健康福祉課介護保険係に申請することで払い戻しが行われます。

6、重要事項の説明の年月日

この重要事項の説明年月日	令和 年 月 日
--------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者

所在地 豊丘村神稲 3120
代表者名 豊丘村長 下平 喜隆
事業者名 豊丘村地域包括支援センター
説明者名

印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者

住 所

氏 名

印

上記代理人 (代理人を選定した場合)

住 所

氏 名

印